



様式第16号（第12条関係）

令和7年5月1日

三豊市長 様

申請者 団体の所在地 三豊市高瀬町下勝間2347番地1
団体の名称 特定非営利活動法人
まちづくり推進隊高瀬
代表者氏名 理事長 芳重 博文
電話番号 0875-73-3410

地域内分権推進交付金実績報告書

令和6年4月1日付け三政地第1号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第6条第2項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 実績報告額 10,964,000円

- 2 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 決算監査報告書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 財産目録
 - (5) 収支決算書
 - (6) 全役員名簿
 - (7) 事業年度末の定款又は規約
 - (8) その他市長が必要と認める書類

令和6年度の事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

団体名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬

特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬

所在地 三豊市高瀬町下勝間2347-1

電話番号 (0875) 73-3410

1 事業の成果

今年度は、会員数174名で構成され、本部事業および11の自主事業に取り組みました。

【本部事業について】

本部事業では、まちづくり推進隊の活動拠点である「まちステ（まちづくりステーションたかせ）」を活用し、不定期ではありますが地域交流を目的としたワークショップの開催や、さつまいもの収穫体験の実施、さらに三豊市内外の各種イベントへも積極的に出店を行い、収益事業にも取り組みました。また、地域の特産品として注目を集めるバタフライピーを活用したオリジナルハーブティーの栽培・製造も継続して行いました。ハーブティーに加え、バタフライピーを使った琥珀糖などの加工品も人気を集めており、商品バリエーションの拡大にも取り組んでいます。さらに、県外への販路拡大にも注力し、「特別ご優待会みどり会（インテックス大阪）」や「トモニ市（有楽町・東京交通会館）」などに店出。地域の魅力を広く発信することができました。

【自主事業について】

里山愛好会では、高瀬町および隣接地域の里山を中心に、定期的に登山道などの整備活動を実施。登山者が安全に山を楽しめる環境づくりに努めています。また、新たな取り組みとして、「讃岐五連山」の整備を開始し、上高瀬地区から勝間地区へと続く登山道の開拓と登山マップの作成にも着手しました。今後、多くの方々にこの山々を訪れていただきたいと考えています。

蛍の里づくり事業では、地域の小学校と連携し、蛍の幼虫の育成を行い、3月には放流を実施しました。さらに、6月には《蛍と灯りのコラボレーション》というイベントを開催し、幻想的な蛍の灯りを楽しんでもらう機会を提供。三豊市内外から多くの来場者にお越しいただき、地域の自然の魅力を広く伝えることができました。

たかせ夏まつり事業では、ダンボール迷路の設置を行い、子どもたちに大変好評でした。総踊りでは「FREEDOM」も加わり、来場者・参加者という枠にとらわれず、多くの若者たちが自由に踊り、イベントを大いに盛り上げました。

それぞれの自主事業が、魅力と活力あふれる「高瀬町」の実現に向けて、日々取り組んでいます。

今後は、より多くの地域住民の皆さまに活動を知っていただき、参加者の輪を広げていくことを目指します。会員同士が連携・協力しながら、地域に親しまれる団体として、さらなる発展を目指してまいります。

2 個別事業報告書

移譲業務 1

事業名	交通安全街頭キャンペーン		
事業目的	交通事故ゼロを目指すことを目的とします。		
事業内容	交差点における交通安全の立しょうを行った。		
実施日時	4/10(水) 7/5 (水) 7:30~8:30 9/30 (月) 17:00~18:00		
実施場所	高瀬町新名交差点	従事人数	3人
		受益者数	不特定多数
受益者	高瀬町住民・通行人・ドライバー	次年度以降の実施予定	継続・廃止
本事業の評価	安全運転に気を付けるようにアピールすることができた。		
決算額	収入額	7,579円	支出額 7,579円
	内訳 受取交付金	7,579円	内訳 食糧費(お茶代) 7,579円

移譲業務 2

事業名	三豊市地区衛生組織連合会高瀬支部事務局		
事業目的	地区衛生組織相互の緊密な連携のもとに、市民の保健衛生と環境衛生の向上を図り健康で住みよい社会の建設に資することを目的とします。		
事業内容	三豊市地区衛生組織連合会高瀬支部に関する事務を行った。 (総会の開催、役員会、視察研修、町をきれいにする運動等)		
実施日時	通年		
実施場所	高瀬町	従事人数	3人
		受益者数	143人
受益者	高瀬町住民	次年度以降の実施予定	継続・廃止
本事業の評価	4/21総会・第1回役員会 6/24第2回理事会 9/21不法投棄ポスター優秀作品選出 11/12視察研修 2/9第54回「町をきれいにする運動」 3/24第3回理事会		
決算額	収入額	—円	支出額 —円
	内訳 受取交付金	—円	内訳 —円
※三豊市地区衛生組織連合会高瀬支部(別会計)として事業を実施			

移譲業務 3

事業名	三豊市自治会連合会高瀬支部事務局		
事業目的	自治会間の連絡を密にし、相互に協調し、地域社会の発展と福祉の向上に寄与することを目的とします。		
事業内容	三豊市自治会連合会高瀬支部に関する事務を行った。 (総会開催、役員会、視察研修、広報配布)		
実施日時	通年		
実施場所	高瀬町	従事人数	3人
		受益者数	140人
受益者	高瀬町住民	次年度以降の実施予定	継続・廃止
本事業の評価	4/21総会・第1回役員会 7/4第2回理事会 11/24視察研修 3/2防災訓練 3/24第3回理事会		
決算額	収入額	700,000円	支出額 700,000円
	内訳 受取交付金	700,000円	内訳 支払助成金 700,000円
	※三豊市自治会連合会高瀬支部（別会計）として事業を実施		

(2) まちづくり事業

本部事業 1

事業名	特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 通常総会		
事業目的	運営方法などを一般会員と決議する。		
事業内容	昨年度の事業報告と決算を確認する。また、新しい年度の組織や事業計画・予算について検討や確認を行った。		
実施日時	4/26		
実施場所	高瀬町	従事人数	3人
		受益者数	69人
受益者	まちづくり推進隊高瀬一般会員	次年度以降の実施予定	継続・廃止
本事業の評価	令和6年度の自主事業目標などが話し合われた。		
決算額	収入額	4,116円	支出額 4,116円
	内訳 受取交付金	4,116円	内訳 通信運搬費 4,116円

事業名	視察研修			
事業目的	まちづくり活動の参考にし、自主事業の新たな発展に役立てるようになる。会員相互が親睦を深め活発に活動する環境づくりを行う。			
事業内容	<p>7/6 まちづくり推進隊詫間・高瀬合同研修会 「まちづくり活動を活発にするための、人、事業との関わり方」 参加者 理事・事務局6名（支出：18,770円）</p> <p>9/14 のじまスコーラ・伊弉諾神社・他（支出：231,127円） 参加者 まちづくり会員21名（受取負担金：105,000円）</p> <p>11/1～11/3 第40回地域づくり団体全国研修交流会宮崎大会 参加者 豊島夕起子、香川円佳（支出：ホテル代16,800円） （個人負担：大会参加費・交通費104,700円）</p> <p>1/11 令和6年度NPOマネジメント講座第2回 「どっちが先？事業計画と資金調達」 参加者 豊島夕起子、香川円佳（支出なし）</p> <p>1/25 令和6年度NPOマネジメント講座 「チラシも作れるCanva（キャンバ）講座」 参加者 豊島夕起子、香川円佳（支出なし）</p> <p>2/12 地域活性化先進事例勉強会 in 西条市 参加者 豊島夕起子、香川円佳（支出なし）</p>			
実施日時	7/6 9/14 11/1～11/3 1/11 1/25 2/12			
実施場所	詫間町、兵庫県淡路島市、宮崎県	従事人数	3人	
	丸亀市、西条市	受益者数	35人	
受益者	まちづくり推進隊高瀬会員	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
本事業の評価	地域住民の多様なつながりを促進し、まちづくり活動を活性化するとともに、会員相互の親睦を深めることを目的として、事業を継続します。			
決算額	収入額	266,697円	支出額	266,697円
	内訳 受取交付金	54,617円	内訳 旅費交通費	68,640円
	受取負担金	105,000円	食糧費	35,700円
	前年度繰越金	107,080円	通信運搬費	9,757円
			保険料	6,300円
			賃借料	146,300円

事業名	まちおこし事業			
事業目的	自主事業でカバーできない分野の活動をする。事業収益を行う。			
事業内容	まちステマルシェ：不定期で開催 出張マルシェ：桜マルシェ・にこにこ市・蛍と灯りのコラボイベント サンリゾート仁尾・たくまるしえ・麻地区盆踊り・勝間地区慰安の夕べ 勝間地区文化祭・ハンドメイドカーニバル・不動の滝マルシェ ふれあいマーケット・かがわアライアンスマルシェ みどり会・トモニマルシェ・宝さがしマルシェ・ピカラスタジアム みどり会大阪会場・野菜たちのおひな様・ジャパンマルシェ 委託販売先：良心市・心泉市・トモニ市場 おはぎ、赤飯、ばら寿司販売：毎月1回火曜日に実施 ワークショップ：7/28 12/27 さつまいも：5/25～1/29 芋さし準備、収穫体験、出荷作業 バタフライピー：5/6～10/30 苗植え、花摘み、乾燥、ハーブ茶作り			
実施日時	通年			
実施場所	三豊市内外	従事人数	22人	
		受益者数	不特定多数	
受益者	高瀬町内外住民	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
本事業の評価	マルシェ出店や地域行事への参加を重ね、地域住民の方々との交流を深めました。今後も、地域住民との交流を軸とした事業を継続します。			
決算額	収入額	3,039,690円	支出額	2,810,146円
	内訳 受取交付金	0円	内訳 諸謝金	467,940円
	事業収入	2,929,916円	旅費交通費	270,838円
	前年度繰越金	109,774円	会議費	11,277円
			消耗品費	276,945円
	R6年度収入	3,039,690円	消耗備品費	192,586円
	R6年度支出	2,810,146円	車両燃料費	5,980円
	R7年度繰越	229,544円	食糧費	7,760円
			印刷製本費	10,810円
	R6年度事業収入	2,929,916円	水道光熱費	150,230円
	R6年度事業支出	2,810,146円	通信運搬費	100,897円
	R6年度事業収益	119,770円	支払手数料	75,866円
			業務委託費	78,950円
	R6年度事業収益	119,770円	賃借料	74,000円
	R5年度繰越金	109,774円	リース料	71,280円
R7年度繰越金	229,544円	原材料費	943,787円	
		租税公課費	71,000円	

自主事業 1

事業名	男女共同参画		
事業目的	三豊市男女共同参画推進条例に沿って、会員及び市民がこの町で誰一人取り残される事なく、一人ひとりが自分らしく輝く男女共同参画社会の実現に向けて参画する。		
事業内容	男女共同参画社会構築に向けての啓発に寄与する為の生涯教育の継続		
実施日時	諸事情により講演会開催中止		
実施場所	高瀬町内	従事人数	1人
		受益者数	0人
受益者	高瀬町内外の地域住民	次年度以降の実施予定	継続・廃止
本事業の評価	男女共同参画社会を啓発する為に必要な事業です。		
決算額	収入額	0円	支出額 0円
	内訳 受取交付金	0円	内訳 0円

自主事業 2

事業名	里山愛好会		
事業目的	活動の原点は地域の里山の荒廃から後世まで自然を守ってゆくことでありそのために高瀬町及び隣接の里山を中心に定期的に登山道、標識の整備を行い登山者が安全で安心して登れるように整備を行う。併せて地域の子供達や登山愛好者の登山の支援やガイド事業も実施する。又まちづくり推進隊の他の事業にも協力して地域の住みよい環境づくりの為幅広いボランティア活動に取り組む。		
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1、高瀬町及び隣接の里山の登山道の草刈り、倒木の伐採等の定期的な整備活動。 2、登山道の案内標識の整備、保全活動。 3、急坂箇所の調査、トラロープの設置活動。 4、登山道の危険な箇所の部分的な付け替え事業。 5、登山イベントの立案、宣伝、実施。 6、他のまちづくり推進隊の事業との応援、協力活動。 7、地域の幼稚園、小学校と協力して登山計画の作成、実施で登山の楽しさを広める。 8、県内の他の登山道整備活動グループとの交流。 		
実施日時	通年		
実施場所	高瀬町内の里山	従事人数	33人
		受益者数	不特定多数
受益者	高瀬町内外の地域住民	次年度以降の実施予定	継続・廃止
本事業の評価	里山の環境保全を通じて地域住民等と繋がる事ができる重要な事業である。		
決算額	収入額	450,474円	支出額 450,474円
	内訳 受取交付金	299,974円	内訳 諸謝金 275,000円
	事業収益	150,500円	会議費 13,914円
			消耗品費 99,770円
			印刷製本費 5,974円
			修繕費 8,756円
			保険料 37,060円
			賃借料 10,000円

自主事業 3

事業名	国市池を美しくする会			
事業目的	平成22年度に農水省の「全国ため池百選」に選ばれた国市池の美しい景観と環境保全を良くするために、池周辺の草刈、ゴミ拾い、土手への植栽、雑木伐採、野鳥の保護、人と自然との共生に取り組んでおります。更に池の周囲2.2kmを健康増進の為のウォーキングコースに指定して貰うように行政に働きかける。			
事業内容	池周辺の草刈り、焼却、ゴミ拾い、土手や道路周辺の田んぼへの植栽、雑木採、野鳥保護等 比地小学校の4年生の地域の学習。			
実施日時	通年			
実施場所	国市池周辺	従事人数	15人	
		受益者数	不特定多数	
受益者	高瀬町内外の地域住民	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
本事業の評価	この活動により、国市池周辺の景観が良くなり地域住民や国市池を利用する学生などには必要な事業です。			
決算額	収入額	78,284円	支出額	78,284円
	内訳 受取交付金	78,284円	内訳 諸謝金	13,000円
			会議費	1,056円
			消耗品費	64,228円

自主事業 4

事業名	麻城跡を守る会			
事業目的	麻城は年々世代が変わる中、認知度が下がってきている。そんな中で、麻城跡の整備・管理を通じて次世代に繋げながら町内外の方々に安全で安心して訪れてもらえるよう活動を行う。			
事業内容	麻城跡周辺の草刈りや雑木の整理や道路の管理を行った。			
実施日時	6/30			
実施場所	麻城跡周辺	従事人数	11人	
		受益者数	不特定多数	
受益者	高瀬町内外の地域住民	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
本事業の評価	地域住民以外の方も麻城跡を知って頂くために必要な事業でしたが、メンバーの高齢化のためこの事業は今年度で廃止となります。			
決算額	収入額	16,684円	支出額	16,684円
	内訳 受取交付金	16,684円	内訳 諸謝金	4,000円
			会議費	936円
			消耗品費	11,748円

自主事業 5

事業名	蛍の里づくり			
事業目的	高瀬川を美しく、自然環境を通し次世代の子供たちに故郷を大切に思う気持ちをもってもらい、高瀬町に住み続けられるまちづくりを行う。			
事業内容	高瀬川上流で蛍の幼虫を放流を通して自然の大切さや川や海のゴミ問題で無理のないエコ活動を推進したり、小学校で環境授業を行った。 ホテルと灯りのコラボレーションを実施し沢山の方にお越しいただいた。			
実施日時	5/25~6/1 9/6 10/13 10/18 3/5			
実施場所	高瀬川上流	従事人数	15人	
	麻小学校、二ノ宮小学校	受益者数	不特定多数	
受益者	高瀬町内外の地域住民、小学生	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
本事業の評価	蛍の幼虫の放流、環境授業などを通し、地域の子供たちに身近な自然の大切さを伝えるられる事業です。			
決算額	収入額	70,176円	支出額	70,176円
	内訳 受取交付金	49,776円	内訳 諸謝金	39,688円
	事業収益	20,400円	会議費	1,744円
			消耗品費	12,831円
			車両燃料費	1,908円
			印刷製本費	4,005円
			業務委託費	10,000円

自主事業 6

事業名	パートナーを探せ！おせっかい隊			
事業目的	結婚ができていない若者が多いため、出会いの場を提供する。			
事業内容	サンリゾート仁尾のサンカフェで年齢制限なしの婚活を実施した。 1カップル成立することができた。			
実施日時	7/6			
実施場所	サンリゾート仁尾のサンカフェ	従事人数	6人	
		受益者数	12人	
受益者	高瀬町内外の地域住民	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
本事業の評価	出会いの場を提供し新たな出会いを見つけ、素敵なパートナーとの結婚に一步近づけることができる事業です。			
決算額	収入額	60,637円	支出額	60,637円
	内訳 受取交付金	30,637円	内訳 諸謝金	3,500円
	受取負担金	30,000円	会議費	1,605円
			消耗品費	1,000円
			食糧費	32,057円
			印刷製本費	3,815円
			通信運搬費	2,160円
			賃借料	16,500円

自主事業 7

事業名	爺神山創生		
事業目的	讚岐7富士の1つである爺神山を地域の里山にするべく、爺神山の周遊道路、ミニ四国88ヶ所、登山道、頂上を整備して景観、環境保全に努めることを目的とする。 (当初は碎石跡地も整備して憩いの広場にする計画も立てていたが、民有地のため行政の支援が困難になったためこの活動は令和5年より休止)		
事業内容	爺神山の周遊道路周辺やミニ四国88ヶ所、登山道、頂上辺の雑木採、草刈、ゴミ拾い、野鳥保護を行い、環境保護に努めた。		
実施日時	5/19 5/26 7/27 8/19 9/15 12/14 3/18		
実施場所	爺神山周辺	従事人数	27人
		受益者数	不特定多数
受益者	高瀬町内外の地域住民	次年度以降の実施予定	継続・廃止
本事業の評価	登山者や地域の方に自由に登ってもらえるように整備活動を行う事で、地域の里山づくりができる事業です。		
決算額	収入額	92,551円	支出額 92,551円
	内訳 受取交付金	92,551円	内訳 諸謝金 36,500円
			会議費 5,678円
			消耗品費 50,373円

自主事業 8

事業名	コウノトリを守る会		
事業目的	平成26年に岩瀬池付近に飛来した三豊市で唯一のコウノトリ（特別天然記念物）の定住化を目指し環境整備を推進する。環境変化に敏感で里山食物連鎖の上位に位置するコウノトリが住める環境は、人間にとっても理想の自然環境である。岩瀬池周辺の環境改善活動を通じて、「コウノトリを育む環境を持った地域」であることに誇りを持ってもらうことを目的とする。		
事業内容	関係者諸事情により今年度はコウノトリの見守りを実施。		
実施日時	通年		
実施場所	岩瀬池周辺	従事人数	16人
		受益者数	不特定多数
受益者	高瀬町内外の地域住民	次年度以降の実施予定	継続・廃止
本事業の評価	複数のコウノトリが高瀬町内に飛来しているので、定住化の促進をする為に自然環境を守る活動ができる事業です。		
決算額	収入額	0円	支出額 0円
	内訳 受取交付金	0円	内訳 0円

自主事業 9

事業名	たかせ夏まつり					
事業目的	高瀬町のこれまでの夏まつりを継承し、地域住民の親睦と振興を目的とする。事業を通じて若手への組織運営のノウハウを伝え導くことで人材育成に取り組む。					
事業内容	高瀬町の幼稚園、小学校、中学校、高校、一般市民の踊りだけでなく、吹奏楽や様々なパフォーマンスを当日路上特別ステージにて演技を披露していただいた。露天商組合やキッチンカーの飲食ブース、小さいお子さんに段ボール迷路を接地して楽しんで頂いたり、地域の人々の交流の場として老若男女問わず楽しんでいただける「たかせ夏まつり」にした。					
実施日時	打合せ会 3/8～7/19まで毎月1～2回開催 実施日 7/20					
実施場所	三豊市役所周辺	従事人数	60人			
		受益者数	不特定多数			
受益者	高瀬町内外の地域住民	次年度以降の実施予定	継続・廃止			
本事業の評価	暑い時期の開催にもかかわらず、たくさんの方にお越しいただきました。今後も地域住民の交流の場として必要な事業です。					
決算額	収入額	2,736,884円	支出額	2,736,884円		
	内訳	受取交付金	1,316,584円	内訳	諸謝金	118,800円
		寄付金収入	1,390,000円		会議費	3,963円
		事業収益	30,300円		消耗品費	129,297円
					食糧費	149,523円
					印刷製本費	102,875円
					通信運搬費	29,527円
					広告宣伝費	176,585円
					支払手数料	880円
					保険料	58,096円
					業務委託費	1,472,633円
					リース料	490,105円
					租税公課費	4,600円

自主事業 10

事業名	高瀬茶発祥の地整備			
事業目的	日本国内でも数少ないお茶の木での茶文字。高瀬の茶の木をもっと観光スポットにするために、整備していくことが目的です。			
事業内容	石ヶ谷地区の茶畑の整備・その周辺の雑木雑草の除去			
実施日時	通年			
実施場所	二ノ宮地区高瀬茶発祥の地周辺	従事人数	15人	
		受益者数	不特定多数	
受益者	高瀬町内外の地域住民	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
本事業の評価	年間を通して協力者の確保が可能になり、環境整備が継続してできている事業です。			
決算額	収入額	103,063円	支出額	103,063円
	内訳 受取交付金	99,563円	内訳 諸謝金	26,500円
	事業収益	3,500円	会議費	4,324円
			消耗品費	63,239円
			業務委託費	9,000円

自主事業 11

事業名	竹林再生			
事業目的	多くの人に高瀬町の魅力をもっと知ってもらいたい。 竹を身近に感じ、竹の魅力と竹の活用法を伝える。			
事業内容	<p>災害に備える意味でも、竹灯りで今まで交流があった地域や団体と協力しながら、新しいものを作り出していく。</p> <p>1) 竹灯りに関しては竹の魅力を発見してもらうワークショップの開催。</p> <p>2) 竹藪の整備をすることによって土砂災害や鳥獣被害から守る。</p> <p>3) SDGsへの取り組みとして、竹を切り、灯りをともして目を楽しませ、竹でお箸を作り不要な物は竹炭にして竹林や花壇に返し再生する。</p>			
実施日時	4/6 7/6 9/14 1/12 3/8			
実施場所	高瀬町内,丸亀市	従事人数	20人	
		受益者数	不特定多数	
受益者	高瀬町内外の地域住民	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
本事業の評価	竹林整備大切さやSDGsの取り組みなどを伝えることができる事業です。			
決算額	収入額	99,676円	支出額	99,676円
	内訳 受取交付金	99,676円	内訳 諸謝金	43,000円
			消耗品費	36,026円
			印刷製本費	7,650円
			保険料	1,000円
			賃借料	12,000円

3 総会、理事会、役員会の開催状況

(総 会)

会 議 名	特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 通常総会
開 催 日 時	令和6年4月26日（金）19：00～ 出席状況 出席者27名 委任状17名
審議及び 議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 令和5年度事業報告並びに収支予算の承認について 第3号議案 令和6年度事業計画（案）並びに収支予算（案）の承認について 第4号議案 令和6年度役員について 第5号議案 役員報償費について

(理 事 会)

会 議 名	第1回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和6年4月19日（金）19：00～20：05	出席状況	理事16人監事-人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 令和6年度総会資料の確認について		
会 議 名	第2回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和6年5月24日（金）19：00～20：15	出席状況	理事15人監事1人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 令和6年度視察研修について 第3号議案 芋つるさしについて 第4号議案 令和5年度まちおこし事業部門別決算について		
会 議 名	第3回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和6年6月21日（金）19：00～20：15	出席状況	理事15人監事1人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 令和6年度視察研修について 第3号議案 理事研修について 第4号議案 まちづくり推進隊7町合同企画について 第5号議案 芋つるさしについて		
会 議 名	第4回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和6年8月23日（金）19：00～20：00	出席状況	理事14人監事1人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 視察研修について 第3号議案 理事について		
会 議 名	第5回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和6年9月20日（金）19：00～20：00	出席状況	理事15人監事-人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 副理事長について 第3号議案 今後のまちづくり推進隊高瀬について 第4号議案 自主事業連絡会について		

会 議 名	第6回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和6年10月20日（金）19：00～20：05	出席状況	理事15人監事1人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 芋ほり自前準備とさつまいも収穫体験について 第3号議案 令和7年度予算要求について		
会 議 名	第7回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和6年11月15日（金）19：00～20：00	出席状況	理事12人監事-人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 さつまいも収穫体験について 第3号議案 次年度理事について 第4号議案 新年会について		
会 議 名	第8回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和6年12月20日（金）19：00～20：10	出席状況	理事13人監事1人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 1月の理事会について 第3号議案 次年度の理事について 第4号議案 新年度の行事について 第5号議案 自主事業連絡会について		
会 議 名	第9回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和7年2月21日（金）19：00～20：00	出席状況	理事14人監事1人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 令和7年度総会について 第3号議案 自主事業年度末提出書類について 第4号議案 自主事業連絡会について 第5号議案 解散について		
会 議 名	第10回特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 理事会		
開催日時	令和7年3月15日（金）19：50～20：40	出席状況	理事13人監事1人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 解散について 第3号議案 令和7年度の役員について 第4号議案 たかせ夏まつりについて 第5号議案 令和7年度理事会の日程について		

決算監査報告書

団体又の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
代表者氏名 理事長 芳重 博文 様

令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の事業報告書、
財産目録、貸借対照表、収支決算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理
され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

令和 7 年 4 月 2 日

団体の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬

監 事 片 山 睦 士 

監 事 大 前 裕 也 

決 算 報 告 書

第 13 期

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬

香川県三豊市高瀬町下勝間 2 3 4 7 番地 1

活動計算書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日

【経常収益】

【受取寄付金】

受取寄付金 1,390,000

【受取助成金等】

受取負担金 135,000

受取交付金 10,964,000 11,099,000

【事業収益】

事業収益 3,130,172

受託事業収益 4,444 3,134,616

【その他収益】

受取利息 789

経常収益計 15,624,405

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計 0

(その他経費)

業務委託費(事業) 1,570,583

諸謝金(事業) 1,027,928

印刷製本費(事業) 135,129

会議費(事業) 44,497

旅費交通費(事業) 339,478

車両燃料費(事業) 7,888

通信運搬費(事業) 146,467

消耗備品費(事業) 192,586

消耗品費(事業) 745,467

食糧費(事業) 232,619

修繕費(事業) 8,756

水道光熱費(事業) 150,230

賃借料(事業) 258,800

リース料(事業) 561,385

減価償却費(事業) 147,636

原材料費(事業) 943,787

保険料(事業) 102,456

租税公課(事業) 75,600

支払手数料(事業) 76,746

支払助成金(事業) 700,000

広告宣伝費(事業) 176,585

その他経費計 7,644,603

事業費計 7,644,603

【管理費】

(人件費)

給料手当 6,047,367

役員報酬 390,000

役員議事報償費 146,600

法定福利費 590,164

活 動 計 算 書

〔税込〕（単位：円）

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日

人件費計	7,174,131	
(その他経費)		
印刷製本費	128,009	
車両燃料費	69,400	
通信運搬費	205,279	
消耗備品費	19,530	
消耗品 費	30,904	
水道光熱費	61,500	
減価償却費	357,693	
保 険 料	171,474	
諸 会 費	13,000	
リース 料	203,280	
租税 公課	900	
業務委託料	35,200	
支払手数料	1,352	
その他経費計	1,297,421	
管理費 計		8,471,552
経常費用 計		16,116,155
当期経常増減額		△491,750
【経常外収益】		
経常外収益 計		0
【経常外費用】		
経常外費用 計		0
税引前当期正味財産増減額		△491,750
当期正味財産増減額		△491,750
前期繰越正味財産額		4,135,092
次期繰越正味財産額		3,643,342

貸借対照表

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
企事業所

【税込】（単位：円）
令和 7年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		預り金(源泉所得税)	6,010
普通預金	332,535	流動負債計	6,010
現金・預金計	332,535	負債合計	6,010
流動資産合計	332,535		
【固定資産】		正 味 財 産 の 部	
(有形固定資産)		【正味財産】	
建 物	2,120,883	前期繰越正味財産額	4,135,092
構 築 物	1,075,279	当期正味財産増減額	△491,750
機械及び装置	6,404	正味財産計	3,643,342
什器備品	114,251	正味財産合計	3,643,342
有形固定資産計	3,316,817		
固定資産合計	3,316,817		
資産合計	3,649,352	負債及び正味財産合計	3,649,352

財産目録

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
全事業所

〔税込〕（単位：円）
令和 7年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

（現金・預金）

普通 預金

332,535

現金・預金 計

332,535

流動資産合計

332,535

【固定資産】

（有形固定資産）

建 物

2,120,883

構 築 物

1,075,279

機械及び装置

6,404

什器 備品

114,251

有形固定資産 計

3,316,817

固定資産合計

3,316,817

資産の部 合計

3,649,352

《負債の部》

【流動負債】

預り金（源泉所得税）

6,010

流動負債 計

6,010

負債の部 合計

6,010

正味財産

3,643,342

損益計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
全事業所

[税込] (単位:円)

自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日

【経常収益】

【受取寄付金】

受取寄付金 1,390,000

【受取助成金等】

受取負担金 135,000

受取交付金 10,964,000

【事業収益】

事業収益 3,130,172

受託事業収益 4,444

【その他収益】

受取利息 789

経常収益計

15,624,405

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計 0

(その他経費)

業務委託費(事業) 1,570,583

諸謝金(事業) 1,027,928

印刷製本費(事業) 135,129

会議費(事業) 44,497

旅費交通費(事業) 339,478

車両燃料費(事業) 7,888

通信運搬費(事業) 146,457

消耗備品費(事業) 192,586

消耗品費(事業) 745,457

食糧費(事業) 232,619

修繕費(事業) 8,756

水道光熱費(事業) 150,230

賃借料(事業) 258,800

リース料(事業) 561,385

減価償却費(事業) 147,636

原材料費(事業) 943,787

保険料(事業) 102,456

租税公課(事業) 75,600

支払手数料(事業) 76,746

支払助成金(事業) 700,000

広告宣伝費(事業) 176,585

その他経費計

7,644,603

事業費計

7,644,603

【管理費】

(人件費)

給料手当 6,047,367

役員報酬 390,000

役員議事報償費 146,600

法定福利費 590,164

損益計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
全事業所

〔税込〕（単位：円）

自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月 31日

人件費計	7,174,131	
(その他経費)		
印刷製本費	128,009	
車両燃料費	69,400	
通信運搬費	205,279	
消耗備品費	19,530	
消耗品 費	30,904	
水道光熱費	61,500	
減価償却費	357,593	
保 険 料	171,474	
諸 会 費	13,000	
リ ー ス 料	203,280	
租税 公課	900	
業務委託料	35,200	
支払手数料	1,352	
その他経費計	1,297,421	
管理費 計		8,471,552
経常費用 計		16,116,155
当期経常増減額		△491,750
【経常外収益】		
経常外収益 計		0
【経常外費用】		
経常外費用 計		0
税引前当期正味財産増減額		△491,750
当期正味財産増減額		△491,750
前期繰越正味財産額		4,135,092
次期繰越正味財産額		3,643,342

年間役員名簿
(令和6年4月1日～令和6年4月25日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた機関
理事長	川江 秀樹	三豊市高瀬町下麻1000番地	令和6年4月1日～ 令和6年4月25日	令和6年4月1日～ 令和6年4月25日
副理事長	芳重 博文	三豊市高瀬町佐股甲1118番地1	令和6年4月1日～ 令和6年4月25日	令和6年4月1日～ 令和6年4月25日
副理事長	豊島 三千代	三豊市高瀬町上勝間824番地	令和6年4月1日～ 令和6年4月25日	令和6年4月1日～ 令和6年4月25日
理事	大平 淳子	三豊市高瀬町上高瀬1952番地7	令和6年4月1日～ 令和6年4月25日	無
理事	宮崎 史郎	三豊市高瀬町比地2608番地	令和6年4月1日～ 令和6年4月25日	無
理事	小野 茂樹	三豊市高瀬町上高瀬1219番地	令和6年4月1日～ 令和6年4月25日	無
理事	玉尾 哲也	三豊市高瀬町上麻乙519番地5	令和6年4月1日～ 令和6年4月25日	無
理事	矢野 安雄	三豊市高瀬町下勝間1506番地1	令和6年4月1日～ 令和6年4月25日	無
理事	岩本 仁美	三豊市高瀬町上高瀬1244番地	令和6年4月1日～ 令和6年4月25日	無
理事	丸橋 博行	三豊市高瀬町比地1769番地	令和6年4月1日～ 令和6年4月25日	無
理事	岡原 良二	三豊市高瀬町上勝間223番地2	令和6年4月1日～ 令和6年4月25日	無
理事	小野 真由美	三豊市高瀬町上麻198番地6	令和6年4月1日～ 令和6年4月25日	無
理事	大西 信子	三豊市高瀬町佐股甲1983番地	令和6年4月1日～ 令和6年4月25日	無
理事	真鍋 富士夫	三豊市高瀬町比地中2213番地1	令和6年4月1日～ 令和6年4月25日	無
理事	関 智昭	三豊市高瀬町比地中1512番地1	令和6年4月1日～ 令和6年4月25日	無
理事	青野 勇	三豊市高瀬町羽方2413番地	令和6年4月1日～ 令和6年4月25日	無
理事	横関 謙二	三豊市高瀬町羽方1422番地1	令和6年4月1日～ 令和6年4月25日	無
理事	荻田 英俊	三豊市高瀬町下勝間1253番地2	令和6年4月1日～ 令和6年4月25日	無
監事	大前 裕也	三豊市高瀬町新名667番地1	令和6年4月1日～ 令和6年4月25日	無
監事	片山 睦士	三豊市高瀬町下麻1276番地1	令和6年4月1日～ 令和6年4月25日	無

年間役員名簿
(令和6年4月26日～令和6年8月23日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた機関
理事長	芳重 博文	三豊市高瀬町佐股甲1118番地1	令和6年4月26日～ 令和6年8月23日	令和6年4月26日～ 令和6年8月23日
副理事長	豊島 三千代	三豊市高瀬町上勝間824番地	令和6年4月26日～ 令和6年8月23日	令和6年4月26日～ 令和6年8月23日
副理事長	矢野 安雄	三豊市高瀬町下勝間1506番地1	令和6年4月26日～ 令和6年8月23日	令和6年4月26日～ 令和6年8月23日
理事	川江 秀樹	三豊市高瀬町下麻1000番地	令和6年4月26日～ 令和6年8月23日	無
理事	大平 淳子	三豊市高瀬町上高瀬1952番地7	令和6年4月26日～ 令和6年8月23日	無
理事	宮崎 史郎	三豊市高瀬町比地2608番地	令和6年4月26日～ 令和6年8月23日	無
理事	小野 茂樹	三豊市高瀬町上高瀬1219番地	令和6年4月26日～ 令和6年8月23日	無
理事	玉尾 哲也	三豊市高瀬町上麻乙519番地5	令和6年4月26日～ 令和6年8月23日	無
理事	岩本 仁美	三豊市高瀬町上高瀬1244番地	令和6年4月26日～ 令和6年8月23日	無
理事	丸橋 博行	三豊市高瀬町比地1769番地	令和6年4月26日～ 令和6年8月23日	無
理事	岡原 良二	三豊市高瀬町上勝間223番地2	令和6年4月26日～ 令和6年8月23日	無
理事	小野 真由美	三豊市高瀬町上麻198番地6	令和6年4月26日～ 令和6年8月23日	無
理事	大西 信子	三豊市高瀬町佐股甲1983番地	令和6年4月26日～ 令和6年8月23日	無
理事	真鍋 富士夫	三豊市高瀬町比地中2213番地1	令和6年4月26日～ 令和6年8月23日	無
理事	関 智昭	三豊市高瀬町比地中1512番地1	令和6年4月26日～ 令和6年8月23日	無
理事	青野 勇	三豊市高瀬町羽方2413番地	令和6年4月26日～ 令和6年8月23日	無
理事	横関 謙二	三豊市高瀬町羽方1422番地1	令和6年4月26日～ 令和6年8月23日	無
理事	荻田 英俊	三豊市高瀬町下勝間1253番地2	令和6年4月26日～ 令和6年8月23日	無
監事	大前 裕也	三豊市高瀬町新名667番地1	令和6年4月26日～ 令和6年8月23日	無
監事	片山 睦仁	三豊市高瀬町下麻1276番地1	令和6年4月26日～ 令和6年8月23日	無

年間役員名簿
(令和6年8月24日～令和7年3月31日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた機関
理事長	芳重 博文	三豊市高瀬町佐股甲1118番地1	令和6年8月24日～ 令和7年3月31日	令和6年8月24日～ 令和7年3月31日
副理事長	豊島 三千代	三豊市高瀬町上勝間824番地	令和6年8月24日～ 令和7年3月31日	令和6年8月24日～ 令和7年3月31日
理事	川江 秀樹	三豊市高瀬町下麻1000番地	令和6年8月24日～ 令和7年3月31日	無
理事	大平 淳子	三豊市高瀬町上高瀬1952番地7	令和6年8月24日～ 令和7年3月31日	無
理事	宮崎 史郎	三豊市高瀬町比地2608番地	令和6年8月24日～ 令和7年3月31日	無
理事	小野 茂樹	三豊市高瀬町上高瀬1219番地	令和6年8月24日～ 令和7年3月31日	無
理事	玉尾 哲也	三豊市高瀬町上麻乙519番地5	令和6年8月24日～ 令和7年3月31日	無
理事	岩本 仁美	三豊市高瀬町上高瀬1244番地	令和6年8月24日～ 令和7年3月31日	無
理事	丸橋 博行	三豊市高瀬町比地1769番地	令和6年8月24日～ 令和7年3月31日	無
理事	岡原 良二	三豊市高瀬町上勝間223番地2	令和6年8月24日～ 令和7年3月31日	無
理事	小野 真由美	三豊市高瀬町上麻198番地6	令和6年8月24日～ 令和7年3月31日	無
理事	大西 信子	三豊市高瀬町佐股甲1983番地	令和6年8月24日～ 令和7年3月31日	無
理事	真鍋 富士夫	三豊市高瀬町比地中2213番地1	令和6年8月24日～ 令和7年3月31日	無
理事	関 智昭	三豊市高瀬町比地中1512番地1	令和6年8月24日～ 令和7年3月31日	無
理事	青野 勇	三豊市高瀬町羽方2413番地	令和6年8月24日～ 令和7年3月31日	無
理事	横関 謙二	三豊市高瀬町羽方1422番地1	令和6年8月24日～ 令和7年3月31日	無
理事	荻田 英俊	三豊市高瀬町下勝間1253番地2	令和6年8月24日～ 令和7年3月31日	無
監事	大前 裕也	三豊市高瀬町新名667番地1	令和6年8月24日～ 令和7年3月31日	無
監事	片山 睦仁	三豊市高瀬町下麻1276番地1	令和6年8月24日～ 令和7年3月31日	無

特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市高瀬町下勝間2347番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、各種事業の自主的な企画運営を通じ、高瀬町民が将来に夢を持てるような、魅力的で活力溢れる故郷「高瀬町」を創造することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 安全、安心、防災に資する事業
- (2) 環境保全に関する事業
- (3) 健康及び福祉の増進に資する事業
- (4) 関係団体と連携し、地域活性化に資する事業
- (5) 地域住民が相互に親交を深める事業
- (6) 地域社会が自立するための事業
- (7) その他目的達成のための事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 第3条に規定する目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 第5条に規定する事業内容に賛同して入会した団体若しくは法人、又は個人

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上18人以内
 - (2) 監事2人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 3 副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。
- 5 補欠のため、又は増員によって就任した役員の前任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、役員全員が辞任し、新たに後任の役員が選任されたときは、後任の役員が選任された日を起算日として新たな任期とする。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 7 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第18条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認

(5) 事業報告及び活動決算の承認

(6) 理事の選任又は解任

(7) 監事の選任又は解任

(8) 理事及び監事の職務及び報酬

(9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 一般会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電子メールによる通知を求め一般会員に対しては、書面による通知に代えて電子メールをもって通知をすることができる。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電子メールをもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 一般会員総数及び出席者数(書面もしくは電子メールによる表決者又は表決委任者があるときは、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電子メールをもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電子メールによる通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電子メールをもって通知をすることができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につ

いて書面または電子メールをもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電子メールによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理

理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡

- (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。)をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第54条 この法人の活動区域は、香川県三豊市高瀬町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 雑則

(雑則)

第56条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	高木 知巳
副理事長	高嶋 和弘
副理事長	大平 淳子
理事	青野 秀清
同	河野 博
同	中西 節夫
同	小野 真一
同	豊嶋 憲一

同	豊島	夕起子
同	宮崎	史郎
同	松本	鐵也
同	小野	秀樹
同	近藤	光子
監事	川江	秀樹
同	鴨田	郁夫

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定に関わらず、成立の日から平成 29 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。